平成２４年（フ）第３６号
山形県酒田市中央東町２番18号　中央荘２号室、住民票上の住所山形県酒田市横代字千代桜75番地
破産者　佐々木金一
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第９２号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎４番地　サンシティ千代田Ｂ―603、住民票上の住所愛知県豊橋市小浜町107番地の６
破産者　大林　彦志
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４３６６号
兵庫県西宮市門戸東町７―19―101、開始決定時の住所兵庫県三田市狭間が丘２丁目17番地15
破産者　青井　光治
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９３号
堺市堺区香ヶ丘町２丁10番15号
破産者　谷川原千嘉子
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
茨城県筑西市玉戸1327番地50
破産者　平岡　武志
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７９号
茨城県常総市豊岡町乙1219番地
破産者　染谷　幸夫
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０７号
茨城県古河市大山1284番地３、開始決定時の住所茨城県古河市中田1169番地５
破産者　髙橋　アイ
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７０３号
横浜市港南区港南台２丁目２番３―1103号
破産者　鬼塚　　章
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２号
静岡市駿河区登呂４丁目１番15号
破産者　池谷　嘉居
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
山口県宇部市今村南３丁目５番９号
破産者　鈴木　太郎
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５３号
山口県宇部市今村南３丁目５番９号
破産者　鈴木　昭子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第９１号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地532
破産者　鎌下　秋夫
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８１号
鹿児島県薩摩郡さつま町白男川1213番地１、前住所兵庫県神戸市東灘区本庄町２丁目13番６号
破産者　富園　幸一
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５７１号
埼玉県春日部市西金野井1068番地１
破産者　小川　冨夫
1　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
2　一般調査期日　平成25年３月８日午後２時
平成25年１月25日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
長野市川中島町上氷鉋685番地４
破産者　村田　孝晴
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午前10時
平成25年１月29日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８７号
大阪府豊中市上野東１丁目４番29号
破産者　上野　　勝
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年３月18日午後４時
平成25年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５８号
大阪府東大阪市荒本新町８番27号
破産者　祖川株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年５月16日午後３時30分
平成25年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５９号
京都府木津川市木津瓦谷13番地１、前住所大阪府寝屋川市清水町19番20号
破産者　片山勇二郎
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年５月16日午後３時30分
平成25年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８号
岐阜市天王町１番地２
破産者　奥村　祥広
1　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
2　一般調査期日　平成25年４月26日午前10時50分
平成25年１月29日　　岐阜地方裁判所